

第三一回

参第九号

結核医療法（案）

（目的）

第一条 この法律は、国の責任において結核の医療を行うことによつて結核患者に対する医療の普及及び徹底を図り、もつて結核患者の急速かつ徹底的を減少を期することを目的とする。

（地方公共団体及び医師等の義務）

第二条 地方公共団体及び医師その他の医療関係者は、国がその責任において行う結核の医療に協力しなければならない。

（医療の給付）

第三条 国は、結核患者に対し、結核の医療の給付を行う。

2 結核の医療の給付は、次条第一項の規定により指定された病院若しくは診療所又は薬局（以下「指定医療機関」という。）に委託して行うものとする。

（指定医療機関の指定）

第四条 厚生大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局について、その主務大臣の同意を得て、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所又は薬局について、開設者の申請により、前条に規定する医療の給付を担当させる機関を指定する。

2 前項の指定の基準は、厚生大臣が、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）に規定する結核予防審議会の意見を聞いて定める。

3 指定医療機関は、三十日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

（指定医療機関の診療基準等）

第五条 指定医療機関は、結核の医療の給付を行うについては、厚生大臣が結核予防法に規定する結核予防審議会の意見を聞いて定める診療基準によらなければならない。

2 指定医療機関は、結核の医療の給付について、厚生省令の定めるところにより、厚生大臣又は都道府県知事の指導に従わなければならない。

（指定医療機関の取消）

第六条 指定医療機関が次の各号のいずれかに該当する場合には、厚生大臣が指定した指定医療機関にあつては厚生大臣、都道府県知事が指定した指定医療機関にあつては都道府県知事は、その指定を取り消すことができる。

一 前条の規定に違反したとき。

二 結核の医療の給付に要する費用の請求について不正の行為があつたとき。

三 診療科名の変更等により結核の医療の給付を担当するについて不相当であると認められるに至つたとき。

四 第十一条第一項の規定により報告又は診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 当該指定医療機関の開設者又は従業者が、第十一条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は当該職員の同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため当該指定医療機関において相当の注意及び監督が尽されたときを除く。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該指定医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(指定医療機関の医療費の請求及び支払)

第七条 指定医療機関が結核の医療の給付に要した費用を国に対し請求したときは、国は、その請求に基き、当該費用を支払うものとする。

2 前項の医療の給付に要した費用の額は、厚生大臣の定めるところにより算定するものとする。

第八条 指定医療機関は、前条第一項の請求をする場合には、当該医療に係る患者が医療を要する結核患者である旨の都道府県知事の認定書を添付しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の認定書を交付する場合には、当該患者の居住地（居住地を有しないときは、その現在地。以下同じ。）を管轄する保健所に置かれた結核診査協議会の意見を聞かなければならない。

3 第一項の認定書は、当該請求に係る医療の開始の日から六月間その効力を有するものとする。

第九条 国は、指定医療機関から結核の医療の給付に要した費用の請求があつたときは、第五条第一項に規定する診療基準及び第七条第二項に規定する費用の額の算定方法に照らして審査した上、支払うものとする。

2 国は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金法（昭和三十二年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金に委託することができる。

第十条 この法律に規定するもののほか、指定医療機関の結核の医療の給付に要した費用の請求及びその支払に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(指定医療機関の報告等)

第十一条 厚生大臣又は都道府県知事は、結核の医療の給付に関し必要があると認めるときは、指定医療機関に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは指定医療機関について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す

証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(医療費の支給)

第十二条 国は、結核患者が急迫した事情のためやむを得ないと認められる場合において、指定医療機関以外の病院若しくは診療所又は薬局において結核の医療を受けたときは、当該患者又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。）の申請により、当該医療に要した費用の額に相当する額の医療費をその者に支給する。

- 2 前項の医療に要した費用の額の算定については、第七条第二項の規定を準用する。ただし、その額は、現に医療に要した費用の額をこえることができない。
- 3 第一項の申請は、当該患者の居住地を管轄する保健所の長を経由し、都道府県知事に対してしなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の申請に対して決定をするには、当該患者が医療を要する結核患者であるかどうかについて、当該保健所に置かれた結核診査協議会の意見を聞かなければならない。

(結核診査協議会)

第十三条 都道府県知事の諮問に応じ、第八条第二項の認定書の交付及び前条第四項の決定に関し必要な事項を審議させるため、各保健所に結核診査協議会を置く。

- 2 結核診査協議会は、都道府県知事の監督に属する。  
(構成)

第十四条 結核診査協議会は、委員五人で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員及び結核の医療に関し学識経験のある医師のうちから、都道府県知事が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員（関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く。）の任期は、二年とする。

(政令への委任)

第十五条 この法律に規定するもののほか、議事の手続その他結核診査協議会の運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(社会保険及び生活保護との関係)

第十六条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に規定する保険者及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三百三十四号）市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）又は私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に規定する共済組合は、結核の医療については、給付をなすことを要

しない。

2 結核の医療については、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による医療扶助は行わない。

（結核療養所の設置及び拡張の勧告）

第十七条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市その他必要と認める地方公共団体に対して、結核療養所（結核患者を収容する施設を有する病院を含む。以下同じ。）の設置及び拡張を勧告することができる。

（国の補助）

第十八条 国は、政令の定めるところにより、前条の規定により厚生大臣が都道府県、市その他の地方公共団体に対して設置又は拡張を勧告した結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助しなければならない。

第十九条 国は、都道府県又は市町村（特別区を含む。）に対して、政令の定めるところにより、その開設する結核療養所（第十七条の規定により厚生大臣が設置又は拡張を勧告したものを除く。）の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一を補助することができる。

第二十条 国は、結核療養所を開設する営利を目的としない法人に対して、政令の定めるところにより、その結核療養所の設置、拡張及び運営に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

2 前項に規定する法人が社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する社会福祉法人であるときは、同法第五十六条第二項から第四項までの規定を準用する。

（保健所を設置する市の特例）

第二十一条 保健所を設置する市にあつては、第八条第一項及び第二項、第十一条第一項、第十二条第三項及び第四項、第十三条並びに第十四条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（大都市の特例）

第二十二条 前条に規定するもののほか、この法律中都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条中「指定都市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

（罰則）

第二十三条 結核診査協議会の委員又はその職にあつた者が、その職務執行に関して知得した医師の業務上の秘密又は個人の心身の欠陥その他の秘密を正当な理由なしに漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

( 結核予防法の一部改正 )

- 2 結核予防法の一部を次のように改正する。

目次中「医療」を「削除」に改め、「及び結核診査協議会」を削る。

第一条中「及び結核患者に対する適正な医療の普及」を削る。

第二条中「及び結核患者の適正な医療」を削る。

第二十九条第二項中「第六十条」を「結核医療法（昭和三十四年法律第 号）第二十条」に改める。

第六章を次のように改める。

第六章 削除

第三十三条から第四十三条まで 削除

第七章の章名を次のように改める。

第七章 結核予防審議会

第四十八条から第五十条までを次のように改める。

第四十八条から第五十条まで 削除

第五十一条第七号から第九号までを削る。

第五十二条中「市町村」の下に「( 特別区を含む。以下同じ。 )」を加える。

第五十七条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とする。

第五十九条から第六十一条までを次のように改める。

第五十九条から第六十一条まで 削除

第六十二条中「若しくは予防接種の実施の事務に従事した者又は結核診査協議会の委員若しくはその職にあつた者が、その実施又は職務執行」を「又は予防接種の実施の事務に従事した者が、その実施」に改める。

第六十八条中「第三十四条第二項及び第三項、第四十二条第一項、第四十八条第一項及び第二項、第四十九条第二項、」を削り、「、第三十四条第一項、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十八条、第四十一条第一項、第四十二条第二項並びに」を「及び」に、「第七号まで及び第九号」を「第六号まで」に改める。

第六十九条中「地方自治法」の下に「( 昭和二十二年法律第六十七号 )」を加える。

( 経過規定 )

- 3 この法律の施行の際現に改正前の結核予防法（以下「旧法」という。）第三十六条第一項の規定により指定されている指定医療機関は、この法律の施行後六月間は、第四条第一項の規定により指定された指定医療機関とみなす。
- 4 この法律の施行前になされた旧法第三十四条、第三十五条又は第四十一条に規定する

医療については、なお従前の例による。

- 5 この法律の施行の際現に旧法第三十四条第一項の規定により都道府県がその医療の費用を負担すべきものとされている結核患者の医療に要した費用を第七条第一項の規定により請求する場合には、第八条第一項の規定による認定書は、添付することを要しない。ただし、旧法第三十四条第一項に規定する申請をした日から六月を経過した日以後における医療に要した費用については、この限りでない。
- 6 この法律の施行前に旧法第三十三条の規定により厚生大臣が地方公共団体に対してした勧告は、第十七条の規定により厚生大臣が地方公共団体に対してした勧告とみなす。
- 7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
- 8 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。  
第十三条第二項中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十八条第三項」を「結核医療法(昭和三十四年法律第 号)第九条第二項」に改める。  
(租税特別措置法の一部改正)
- 9 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第二十六条第一項第三号中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)」を「結核医療法(昭和三十四年法律第 号)」に改める。  
(地方税法の一部改正)
- 10 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。  
第七十二条の十四第一項中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)」を「結核医療法(昭和三十四年法律第 号)」に改める。  
第七十二条の十七第一項中「結核予防法」を「結核医療法」に改める。  
(厚生省設置法の一部改正)
- 11 厚生省設置法(昭和三十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。  
第五条第二十八号中「結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十四条及び第三十五条」を「結核医療法(昭和三十四年法律第 号)第三条」に改める。

## 理 由

結核医療の現状にかんがみ、国の責任において結核の医療を行うことによつて結核患者に対する医療の普及及び徹底を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費  
総額 約七百億円（平年度）